官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一五）　一
〔訓　令〕
○主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令（出入国在留管理庁一四）　二
〔その他告示〕
○スーダン共和国における小麦バリューチェーン強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務一四三）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通三三五）
○水先人に免許を与えた件（同三三六）
○道路に関する件（近畿地方整備局六五）
○道路に関する件（九州地方整備局七九）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
財　政
日本放送協会令和七年度収支予算について（総務省）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配五～七）
日本国に帰化を許可する件（同八）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更
関係
会社その他

省令

○環境省令第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第六項、第十二条の五第五項及び第九項並びに第二十四条並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の二第四号への規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十二日　環境大臣　浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（委託契約書に含まれるべき事項）	（委託契約に含まれるべき事項）
第八条の四の二　令第六条の二第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第八条の四の二**　令第六条の二第四号へ（令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報	六　委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
ヘ　委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含	（新規）

まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

ト　（略）

七～九　（略）

（処分受託者の情報処理センターへの再生に係る報告）

第八条の三十四の三の二　処分受託者は、法第十二条の五第三項の規定による報告（産業廃棄物の処分が最終処分であるときに限る。）を行うとき又は同条第四項の規定による報告を行うときは、受託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで又は再生を行うまでのすべての処分について、各処分ごとに、情報処理センターに次に掲げる事項を報告しなければならない。

一　処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号

二　処分を行った事業場の名称及び所在地

三　処分方法

四　処分方法ごとの処分量（当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。）

五　処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量（当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。）

（情報処理センターの電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者への通知）

第八条の三十四の四　情報処理センターは、法第十二条の五第五項に規定する場合において、当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分であるときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日、当該報告に係る登録番号及び前条各号に掲げる事項を通知するものとする。

ヘ　（略）

七～九　（略）

（新規）

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六　法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項及び第四項の規定による報告の内容（第八条の三十四の三の二各号に掲げる事項を除く。）並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録したものを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～四　（略）

（手数料の納付方法）

第十九条　法第二十四条の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

（情報処理センターによる報告）

第八条の三十六　法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録したものを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一～四　（略）

（手数料の納付方法）

第十九条　法第二十四条の二の規定による手数料は、申請書にその申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて、納付しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第八条の四の二の改正規定　令和八年一月一日

二　第八条の三十四の三の二、第八条の三十四の四及び第八条の三十六の改正規定　令和九年四月一日

（委託契約に含まれるべき事項に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に締結されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の二第四号に掲げる委託契約に対するこの省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二の規定の適用については、当該契約の更新までの間は、なお従前の例による。

訓　令

地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年４月22日

出入国在留管理庁長官　丸山　秀治

（公印省略）

○出入国在留管理庁訓令第14号

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官及び難民調査官を指定する訓令（平成31年出入国在留管理庁訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表	別表
［略］ 東京出入国在留管理局横浜支局首席審査官（審判担当） 名古屋出入国在留管理局審査監理官 名古屋出入国在留管理局首席審査官（審判担当） ［略］ 名古屋出入国在留管理局中部空港支局首席審査官 大阪出入国在留管理局首席審査官（審判担当） ［略］	［同左］ 東京出入国在留管理局横浜支局首席審査官（審判担当） 名古屋出入国在留管理局首席審査官（審判担当） ［同左］ 名古屋出入国在留管理局中部空港支局首席審査官 大阪出入国在留管理局首席審査官（審判担当） ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

その他告示

○外務省告示第百四十三号

令和七年二月二十日にローマで、スーダン共和国における小麦バリューチェーン強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年四月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　小麦バリューチェーン強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億五千百万円

3　贈与の供与期限　令和八年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　鈴木哲在ローマ国際機関日本政府代表部大使

世界食糧計画側　ラニア・ダガシュ＝カマラ　パートナーシップ及びイノベーション担当事務局長補

○国土交通省告示第三百三十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

その関係図面は、令和七年四月二十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字中ノ屋敷一二四三番から宮崎線 同県鞍手郡鞍手町大字中山字中ノ屋敷一二五九番一まで	令和七年四月二十三日〇時

○国土交通省告示第三百三十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第１号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇一五四号	北川　陸	埼玉県	令和七年四月七日	東京湾水先区
第二〇〇一五五号	藤井　商蔵	兵庫県	令和七年四月七日	大阪湾水先区

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
神戸市西区平野町常本字西山三一五番九七から同市西区神出町小束野字廣澤五三番九九まで	前 D	七・七メートル～二八・二メートル	四・六四三キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 C	二五・五メートル～九〇・一二メートル	二・一二〇キロメートル	
	前 B	二九・五メートル～三八・二メートル	〇・九四四キロメートル	
	前 A	二四・〇メートル～八三・四三メートル	一・六四五キロメートル	
	後 D	七・七メートル～二八・二〇メートル	四・六四三キロメートル	
	後 C	二五・五メートル～九〇・一二〇メートル	二・一二〇キロメートル	
	後 B	二九・五メートル～三八・二〇メートル	〇・九四四キロメートル	
	後 A	二四・〇メートル～八三・四三メートル	一・六四五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○九州地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十二日

九州地方整備局長　森田　康夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	霧島市隼人町真孝字新松山三三〇二番一から同市隼人町野久美田字坂ノ下九一一番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月二十二日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領
四月十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
電波法及び放送法の一部を改正する法律
児童福祉法等の一部を改正する法律
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

議案提出
四月十八日議員から提出した議案は次のとおりである。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二外八名提出）
地方税法の一部を改正する法律案（吉川元外六名提出）
又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

議案送付
四月十八日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案
情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

議案通知書受領
四月十八日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
電波法及び放送法の一部を改正する法律案
児童福祉法等の一部を改正する法律案
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出
四月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問主意書（阿部知子提出）
こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問主意書（阿部知子提出）

答弁書受領
四月十八日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員八幡愛提出防災省の設立と民間の防災士制度の連携・共存に関する質問に対する答弁書
衆議院議員藤原規眞提出仮装身分捜査に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領
四月十八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四一号）
また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

議案受領（予備審査）
四月十八日内閣から次の議案が送付された。
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第二号）
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）

議案付託
四月十八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第四号）
重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五号）
内閣委員会に付託

議決通知
四月十八日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
電波法及び放送法の一部を改正する法律案
児童福祉法等の一部を改正する法律案
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書提出
四月十八日議員から次の質問主意書が提出された。
大阪・関西万博会場におけるメタンガス対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇〇号）
公衆の目に触れるような方法で買春の相手方となるよう勧誘等する行為に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇一号）
精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に減免措置が受けられない可能性があることに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇二号）
保険者がレセプトや電子カルテ等の医療情報にアクセスして医療の質や費用対効果を分析できる環境整備の重要性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一〇三号）

答弁書受領
四月十八日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員神谷宗幣提出中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問に対する答弁書（第九一号）
参議院議員浜田聡提出高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問に対する答弁書（第九二号）
参議院議員浜田聡提出医療保険料が児童手当の財源となっていることの妥当性等に関する質問に対する答弁書（第九三号）
参議院議員野田国義提出固定価格買取制度における出力制御に関する質問に対する答弁書（第九四号）

法律公布奏上及び通知
四月十八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
電波法及び放送法の一部を改正する法律
児童福祉法等の一部を改正する法律
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　河野　真
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）に昇任させる　警察庁長官官房付）警視監　宮沢　忠孝
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に昇任させる（以上四月十八日）

法務省

（最高検察庁総務部長）検事　西山　卓爾
京都地方検察庁検事正に配置換する　最高検察庁公文書監理官を免ずる
（東京高等検察庁次席検事）同　伊藤　栄二
最高検察庁検事に配置換する　最高検察庁総務部長を命ずる
かねて最高検察庁公文書監理官を命ずる　（仙台地方検察庁検事正）同　石山　宏樹
東京高等検察庁検事に配置換する　東京高等検察庁次席検事を命ずる
（静岡地方検察庁検事正）同　山田　英夫
仙台地方検察庁検事正に配置換する　（山口地方検察庁検事正）同　原山　和高
静岡地方検察庁検事正に配置換する　（東京高等検察庁公判部長）同　丸山　嘉代
山口地方検察庁検事正に配置換する　（大阪地方検察庁刑事部長）同　小松　武士
東京高等検察庁検事に配置換する　東京高等検察庁公判部長を命ずる
（最高検察庁検事）同　高橋　和人
岐阜地方検察庁検事正に配置換する　（釧路地方検察庁検事正）同　加藤　匡倫
熊本地方検察庁検事正に配置換する　（最高検察庁検事）同　伊吹　栄治
釧路地方検察庁検事正に配置換する　（静岡地方検察庁沼津支部長）同　太田　玲子
最高検察庁検事に配置換する　（千葉地方検察庁松戸支部長）同　中尾　貴之
静岡地方検察庁検事に配置換する　静岡地方検察庁沼津支部勤務を命ずる
静岡地方検察庁沼津支部長を命ずる

（松山地方検察庁検事正）同　西村　朗太
最高検察庁検事に配置換する
（宮崎地方検察庁検事正兼福岡高等検察庁宮崎支部長）同　自見　武士
松山地方検察庁検事正に配置換する
福岡高等検察庁検事の併任を解除する
（最高検察庁検事）同　今村　智仁
宮崎地方検察庁検事正に配置換する
福岡高等検察庁検事に併任する
福岡高等検察庁宮崎支部勤務を命ずる
福岡高等検察庁宮崎支部長を命ずる
（鳥取地方検察庁検事正）同　山上真由美
最高検察庁検事に配置換する
（神戸地方検察庁姫路支部長兼神戸地方検察庁豊岡支部長）同　福居　幸一
鳥取地方検察庁検事正に配置換する
神戸地方検察庁豊岡支部勤務を免ずる
神戸地方検察庁豊岡支部長を免ずる
（前橋地方検察庁次席検事）同　布村希志子
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる
神戸地方検察庁姫路支部長を命ずる
かねて神戸地方検察庁豊岡支部勤務を命ずる
（大阪地方検察庁堺支部長）同　大口　康郎
最高検察庁検事に配置換する
（さいたま地方検察庁特別刑事部長）同　初又　且敏
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる
大阪地方検察庁堺支部長を命ずる
（東京地方検察庁刑事部長）同　阿部　健一
最高検察庁検事に配置換する
（大阪高等検察庁検事）同　柴田　紀子
大阪高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所大阪支所教官）に併任する
（東京高等検察庁検事）同　関口新太郎
東京地方検察庁検事に併任する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　廣田　能英
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁刑事部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　小玉　大輔
さいたま地方検察庁検事に配置換する
さいたま地方検察庁特別刑事部長を命ずる

（大阪高等検察庁総務部長兼法務総合研究所大阪支所教官）　大口奈良恵
検事兼法務教官
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁松戸支部勤務を命ずる
千葉地方検察庁松戸支部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所大阪支所教官）の併任を解除する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）検事　神谷雄一郎
前橋地方検察庁検事に配置換する
前橋地方検察庁次席検事を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（大阪高等検察庁検事）同　奥野雄一郎
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁刑事部長を命ずる
（最高検察庁検事）同　木下　雅博
（京都地方検察庁検事正）同　保坂　直樹
（岐阜地方検察庁検事正）同　友添　太郎
（熊本地方検察庁検事正）同　古賀　栄美
辞職を承認する（各通）
判事兼簡易裁判所判事　小川　弘持
同　神谷　厚毅
同　葛西　功洋
同　丹下　将克
同　澁谷　勝海
同　和久　一彦
同　花田　隆光
令和七年司法試験考査委員に任命する
任期は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和七年十二月三十一日までとする（各通）
同　柴田　義人
同　菱川　孝之
令和七年司法試験考査委員に任命する
任期は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年二月二十八日までとする（各通）
同　田中　昭行
令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年二月二十八日までとする
検事　大原　高夫
同　大矢　康徳
同　廣瀬　達人
同　村橋　摩世
同　渡邉　哲
令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする（各通）

同　大友　亮介
同　古谷　真良
令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年二月二十八日までとする（各通）
同　太田　章子
同　丹﨑　弘
令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年二月二十八日までとする（各通）
判事兼簡易裁判所判事　荒谷　謙介
同　岡田　幸人
同　伊藤　大介
同　髙瀬　保守
同　笹本　哲朗
同　中島　基至
同　高田美紗子
同　結城真一郎
検事　村田　一広
令和七年司法試験考査委員を免ずる
令和七年司法試験予備試験考査委員を免ずる（各通）
判事兼簡易裁判所判事　佐藤　傑
令和七年司法試験予備試験考査委員を免ずる
検事　煙山　明
同　藤原　武
同　山本　剛
令和七年司法試験考査委員の併任を解除する
令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）
同　北嶋　良蔵
令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（以上四月十七日）

同　鈴木　輝仁
同　吉賀　朝哉

財務省

（財務省関税局総務課長）財務事務官　吉田英一郎
（財務省関税局関税課長）同　大関由美子
（財務省関税局監視課長）同　仲　信祐
（財務省関税局業務課長）同　藤中　康生
（財務省関税局調査課長）同　酒井健太郎
（経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課長）　横田　純一
経済産業技官　川合　利直
飯野　文　恩田登志夫
合田　浩之　中村　嘉孝
村井　政人　平川　英子
第五十九回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）
（四月十四日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける　青木　茂　工藤　賢治
野口　英昭　渕上　清
旭日双光章を授ける（各通）　荒田　寛康　飯田　誠一
淺岡　治　石橋　收　市丸　彪
井口　康市　稲葉　忠男　岩崎　幸弘
稲永　英敏　小澤　溢平　小野　光一
大窪　松夫　岸野　弘　久木野清人
上村　秀夫　駒津　行雄　齋藤與一
小平　恒夫　笹渕　春雄　佐藤　昭裕
笹原　保夫　佐藤　正三　澁谷　健治
佐藤　孔一　墨田　頼美　森田　禮治
佐藤　利一　谷村　雄二　平山　俊憲
塩澤　久一　仲矢　達　石原　澄子
菅澤　時夫　成澤　孝志　石原　卓也
高橋　篤朗　橋本　孝一　稲田　勝美
谷口　一夫　福嶋　邦夫
手嶋　靖隆　堀口　秀幸
長戸　信勝　松田　精樹
奈良　清治　山本　善昭
錦野　悦朗
西尾　健治
畑内　與一
廣瀬　求
藤田　淳史
藤本　岩松
坊田　光雄
松浦　政治
松田　清志
山本　陽治
由利　和男
旭日単光章を授ける（各通）　井上　紀幸
石井　新　上原　孝
小澤　一三　柿本　和義　香取　秀紀
鎌谷　茂樹　岸野　保則　北川　順一
北村　貞二　倉科　繁登　黒田　和雄
佐々木英治　佐々木正喜　佐田　高明
佐藤　瑞重　杉崎　斌　関谷　博
高瀬　靖　田中　嘉親　種田　一夫
手塚　治　中澤　文夫　中野　春雄　新居　武
中澤　哲彦　深田　訓正　堀井　一夫　森　鑿
森　隆禧　横田　規
瑞宝小綬章を授ける（各通）　青木　孝志　青野　勇　吾子　功
淺井　祥多　朝川　浩　阿部　成孝
阿部士滿夫　阿部　義法　有田　弘子
有村　健二　井口　亨　生駒　碩也
石井昭四郎　石川　勝賢　石田　邦雄
石動丸大晃　石原　澄子　石原　卓也
磯野　宏　伊藤武智雄　稲田　勝美

井上　唯雄　　今井　雅人　　井本　富貴
岩佐　幸昌　　岩崎　欽一　　岩下　和夫
岩田　恒男　　岩原　弘　　岩見　千年
上木　隆扶　　上田　正弘　　植村　諒
鵜澤　貞夫　　打越　太　　宇藤　昌男
卜部美智子　　江口　正徳　　遠藤　明
遠藤　孝　　遠藤　俊男　　遠藤　修允
種田　務　　大木　茂　　大澤　啓三
大塚　淳子　　大冨　國雄　　大友　節子
大西　章一　　大西　正昭　　大嶺　惇雄
大森　岳　　岡　正史　　岡部　榮一郎
岡安　三男　　岡村　信吾　　岡本早智子
岡安　典昭　　奥田　卓司　　尾崎準一郎
越智　正信　　小野　健司　　小野　竹臣
梶　彌進男　　粕谷　信夫　　片山　金治
片山　重治　　加藤　公子　　加藤　頌茲
加藤　靖治　　加藤　善八　　加藤　保治
兼次　俊夫　　加納　眞市　　亀山　孝
河原崎久和　　菊地　和夫　　菊地　新一
岸　邦弘　　北田　幸　　北西　敏男
北野敬四郎　　北牧　政實　　鬼頭　俊雄
木下　脩三　　桐原　孝夫　　久我　宏
草薙　均　　久世　憲文　　國政　昭夫
久保　孝正　　熊谷　雄一　　熊山　松雄
久米　保　　公文　禮子　　倉林　堅治
栗島　祥次　　栗本　俊郎　　栗山　志郎
黒羽　徹　　桑原　淳次　　小泉　一夫
古浦　義己　　小鹿　隆次　　小島　孝夫
小島　正尚　　小林　廣伸　　小牧　英一
小嶺　恭孝　　近藤　元徳　　五反田　智
五藤　晃　　齊藤　勝義　　齊藤　寛一
坂倉　照雄　　坂本　高　　坂本　良一
相良　勇　　佐久間貴美子　　櫻井　安己
佐々木宏中　　佐々木幸夫　　佐藤　功
佐藤　誠孝　　佐藤　晴雄　　佐藤　秀次
佐藤　正之　　佐藤　光男　　佐野　長二
澤崎　信朗　　柴田　順一　　柴田〃チ子
島崎　昌明　　島田　汎子　　清水　泰雅
志村　宗亮　　下田代　勝　　周東　千司
庄司　壽夫　　進士　輝彦　　新村　俊彦
菅沼　行雄　　杉原　周太　　杉原　良信
鈴木　晟義　　鈴木　篤　　鈴木　武徳
鈴木　義保　　鈴木　好郎　　鈴木　勝三
染谷　秀丈　　高木　常年　　高橋　久志夫
高橋　佑治　　滝口平八郎　　武井　深
田嶋　春海　　舘　忠良　　立木　健二
立花　孝好　　田中　光暢　　田中　剛一
田中　正夫　　田中　善臣　　谷口　正晴
谷村　幸男　　樽木　昭　　丹　數茂
千葉　美好　　挺屋　義博　　辻元　義昭
土屋　重喜　　椿根　壽博　　鶴保　光男
寺田　光雄　　戸井田錬太郎　　東條　克己
徳永　宏毅　　冨澤　賢　　富山　哲夫
友利　貞一　　中　博子　　中井　弘一
中澤養一郎　　中島　剛一　　中島　襄兒
中嶋　正男　　中嶋　濱吉　　中田　榮一
中田　孝幸　　中西ひろみ　　中村　公一
中山　忠幸　　永井　一郎　　長井　浩
長尾　俊教　　長岡　正文　　永田　敏彦
長町　進　　永森　幸雄　　夏目　俊彦
成瀬　弘治　　西　親教　　西垣　正
西塚　好夫　　西原　洋昂　　西村　堅正
西村　晴彦　　西本　文子　　西山　喜介
二瓶　正夫　　丹羽　基雄　　根岸幾久男
野口　恭助　　野嶋外志子　　野瀬　孝之
芳賀里栄子　　伯谷　巖　　橋本　利男
長谷川　智　　長谷川　哲　　畑　俊一
花輪　保　　濱谷　尚生　　林　保子
早瀬東之介　　原　正明　　原田　得治
久野みどり　　雲雀　圭子　　福本玖珠代
藤井　訓文　　藤田　佳身　　藤津　公明
藤原　薫　　藤原　一夫　　古市　九功
古田　昭春　　古宮　貞雄　　古谷　健二
堀江　英夫　　米田勢津子　　前田　成彬
前田　忠英　　前田　豊克　　前原　則夫
正富　徹也　　松井　榮一　　松尾　勇
松田　信喜　　松田　節郎　　松田　康
松永　光雄　　松山　學　　丸山　鶴雄
三木　薫　　水谷　康徳　　三井　勇作
三橋　クニ　　美野本　學　　宮坂　公明
宮崎　史郎　　宮下　明義　　宮田　秀文
宮本　朝子　　三輪　乘雄　　村田　和良
村田　幹夫　　村松　久男　　毛利　敏治
森　嘉津子　　森田　哲　　森本　裕子
森本　正喜　　森谷　清哉　　守屋　隆喜
門田　弘道　　矢口　正一　　安田　活平
八幡賢一郎　　山内　昇　　山川　正男
山口　尚　　山口　哲男　　山下　浩二
山下　豊治　　山田　邦枝　　山田　剛朗
山田　養三　　油井　訓子　　遊佐　英夫
湯原　正朋　　横川　敬信　　横沢　政祐
吉浦　昭典　　吉川　鎭守　　吉川　武男
吉野　鎭夫　　吉藤三規男　　吉見　行弘
吉村　玲子　　米田三千雄　　若林　正一
渡瀬　久也　　渡邉　一弘　　渡邊　顯

瑞宝双光章を授ける（各通）

淺原　豊　　石井　正敏　　岩本陽一郎
植松　宣央　　木村　愼一　　今野　君江
佐々木恒夫　　佐々木照男　　真田　真
白土　善藏　　高橋　一郎　　田原　清隆
中井　忠雄　　仲野　禎久　　細川　照子
吉田　梅治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月一日）

皇室事項

信任状捧呈式

四月十七日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在トルコ特命全権大使オウズハン・エルトゥールルの信任状捧呈式を行われた。

四月十七日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在カザフスタン特命全権大使イェルラン・ケネスウリ・バウダルベック・コジャタエフの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

財　政

日本放送協会令和７年度収支予算について

放送法（昭和25年法律第132号）第70条第２項の規定に基づき、令和７年４月１日国会において承認された日本放送協会令和７年度収支予算は、次のとおりである。

令和７年４月22日

総　務　省

予算総則

第１条　日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和７年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　令和７年９月30日までは、協会の放送の受信についての契約を締結した者から、令和７年10月１日以降は、協会の放送又は配信の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に掲げる契約種別に応じ、別表第３に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第４に掲げるとおりとする。（以下、協会の放送又は配信の受信についての契約を「受信契約」という。）

２　前項の規定にかかわらず、別表第５に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第５に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第４項又は第５項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第５に掲げる額を減ずることとする。

３　第１項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第７に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第１項に定める受信料の額から別表第７に掲げる額を減ずることとする。ただし、第５項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第１項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第７に掲げる額を減ずることとする。

４　第１項の規定にかかわらず、住居（人が独立して生活を営むことができるように建てられた家屋又は区画された建物の一部の居住部分をいう。以下、この項及び第５項において同じ。）での受信契約を締結している者が、別表第６に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での受信契約を締結し、別表第６に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5　第１項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ２件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第３条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第４条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第５条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

２　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第６条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

２　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第７条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第８条　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第９条　事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条　国際放送（その放送番組の配信を含む。以下、この条において同じ。）及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第11条　業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第１

令和７年度収支予算書

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		603,494,909
	受信料	580,017,091
	交付金収入	3,735,558
	副次収入	8,079,532
	財務収入	5,250,728
	雑収入	4,285,000
	特別収入	2,127,000
事業支出		643,496,681
	国内放送費	324,411,091
	国際放送費	20,261,004
	国内放送番組等配信費	14,050,917
	国際放送番組等配信費	2,957,102
	契約収納費	46,261,818
	受信対策費	641,655
	広報費	6,669,315
	調査研究費	6,551,001
	給与	111,236,848
	退職手当・厚生費	31,338,233
	共通管理費	18,842,947
	減価償却費	55,900,000
	財務費	3,750
	特別支出	1,371,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		△　40,001,772

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金額
資本収入		90,314,000
	前期繰越金受入れ	32,817,000
	減価償却資金受入れ	55,900,000
	資産受入れ	1,597,000
資本支出		90,314,000
	建設費	87,414,000
	出資	2,900,000
資本収支差金		—

国内放送番組等配信費のうち、必要的配信費は68億7,829万３千円、受信料財源任意的配信費は4,864万３千円である。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は32億8,766万２千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は35億9,063万１千円である。

国際放送番組等配信費のうち、必要的配信費は10億8,063万６千円、受信料財源任意的配信費は２億9,541万６千円である。必要的配信費のうち、放送番組の配信に係る費用は２億9,904万２千円、番組関連情報の編集及び配信に係る費用は７億8,159万４千円である。

必要的配信費の整理にあたっては、必要的配信費として特定できるものは直課するとともに、費用の特性に応じて、配信する放送番組の数の比、業務の種類の数の比、コンテンツ制作費比を用いて配賦を行い、費用を整理した。

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,013億6,790万９千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,421億2,568万１千円であり、経常収支差金は、△407億5,777万２千円である。

事業収支差金△400億177万２千円については、放送法第73条の２第２項本文の規定により還元目的積立金の一部をもって補てんする。

なお出資に該当する29億円については、資本収支において、同様に措置する。

（有料インターネット活用業務勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		5,982,942
	放送番組等有料配信収入	5,982,942
事業支出		5,568,828
	放送番組等有料配信費	5,175,740
	広報費	169,792
	給与	98,267
	退職手当・厚生費	23,165
	共通管理費	99,874
	減価償却費	1,990
事業収支差金		414,114

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金額
資本収入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資本支出		1,990
	建設費	1,990
資本収支差金		—

事業収支差金４億1,411万４千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

（受託業務等勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		1,155,219
	受託業務等収入	1,155,219
事業支出		962,268
	受託業務等費	962,268
事業収支差金		192,951

事業収支差金１億9,295万１千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第２　契約種別

（令和７年９月30日まで）

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

（令和７年10月１日以降）

地上契約	地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
衛星契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送又は協会の配信の受信についての受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

別表第３　受信料額（消費税込額）

契約種別	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

別表第４　受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表第５　多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛　星　契　約	特　別　契　約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が９件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第２条第２項の規定を第４項又は第５項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が７件、８件若しくは９件である場合、又は特別契約の契約件数が８件若しくは９件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第２条第２項の規定を第４項又は第５項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。)

別表第６　支払方法

口　座　振　替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継　続　振　込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む）を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

別表第７　団体一括支払における割引額（消費税込額）

契　約　種　別	割　　引　　額
衛　星　契　約 特　別　契　約	すべての契約件数を対象に、契約件数１件あたり　　月額　180円

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０１号

北海道旭川市３条通７丁目418番地１
清算株式会社　株式会社オクノ・リテール
代表清算人　石原　嘉孝

１　決定年月日　令和７年４月７日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

旭川地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第５号

山梨県南都留郡富士河口湖町河口1832番地
清算株式会社　ＦＨＫ株式会社
代表清算人　御山　義明

１　決定年月日　令和７年４月４日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

一　協定債権に対する弁済

１　一括弁済部分

清算株式会社は、別紙「協定債権者」に対し、本協定の認可決定が確定した日から30日以内に、別紙「一括弁済額」を弁済する。

２　分割弁済部分

⑴　富士ハウス工業株式会社による免責的債務引受による弁済

清算株式会社は、前項における一括弁済額を弁済した日を以て、別紙「分割弁済額」に相当する債権額を、富士ハウス工業株式会社（本店所在地：山梨県富士吉田市上吉田一丁目６番18号、代表取締役：渡邊克夫、以下「富士ハウス工業」という。）の同意を条件として、富士ハウス工業により免責的に債務引受をさせるものとする。

⑵　弁済時期及び期限の利益喪失条項

前項⑴の債権は、別紙「分割弁済額に関する弁済スケジュール」記載の各弁済期日（該当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。）に分割して弁済されるものとする。なお、富士ハウス工業が上記の金員の支払いを怠り、協定債権者から相当の期間を定めて催告がなされたにもかかわらず支払いがなされない場合は、当然に本分割弁済部分に関する期限の利益を喪失し、残額を一括して支払うものとする。

３　振込手数料の負担

振込手数料について、一括弁済部分は清算株式会社の負担、分割弁済部分は富士ハウス工業の負担とする。

４　小山田利男相続人小山田喜子の有する債権

協定債権者中、小山田利男相続人小山田喜子の有する債権に対しては弁済を行わない。

二　債権放棄

各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権のうち、本協定一、１における一括弁済額を弁済した日を以て、別紙「協定債権にかかる放棄額」の金額並びに協定債権にかかる利息及び遅延損害金（特別清算開始決定の前後を問わない。）の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。なお、小山田利男相続人小山田喜子の債権についてはその他協定債権者の債権放棄等と同時に放棄等の効力が生ずるものとする。

三　新たな財産の発見

清算株式会社の新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

甲府地方裁判所都留支部

令和６年（ヒ）第６号

山梨県富士吉田市上吉田１丁目６番18号

清算株式会社　ＦＦ株式会社

代表清算人　御山　義明

１　決定年月日　令和７年４月４日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

一　協定債権に対する弁済

１　協定弁済

清算株式会社は、別紙「協定債権者」に対し、本協定の認可決定が確定した日から30日以内に、別紙「弁済額」の金額を弁済する。

２　振込手数料の負担

振込手数料は清算株式会社の負担とする。

３　ＦＨＫ株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の有する債権

協定債権者中、ＦＨＫ株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の有する債権に対する弁済は行わない。

二　債権放棄

各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権のうち、前項１における弁済額の弁済と引き換えに、別紙「協定債権にかかる放棄額」の金額並びに協定債権にかかる利息及び遅延損害金（特別清算開始決定の前後を問わない。）の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。なお、ＦＨＫ株式会社及び小山田利男相続人小山田喜子の債権についてはその他協定債権者の債権放棄と同時に放棄の効力が生ずるものとする。

三　新たな財産の発見

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

甲府地方裁判所都留支部

令和６年（ヒ）第７号

山梨県富士吉田市上吉田１丁目６番18号

清算株式会社　株式会社Ｄ

代表清算人　御山　義明

１　決定年月日　令和７年４月４日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

一　協定債権に対する債権放棄及び債務免除

清算株式会社は、弁済原資がないため、弁済は行わず、別紙「協定債権者」は、本協定の認可決定が確定した日を以て、協定債権及び協定債権にかかる利息及び遅延損害金の債権全額を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

二　新たな財産の発見

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

甲府地方裁判所都留支部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日

国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　中野　洋昌

第16条中「第10号の３」を「第10号の５」に改める。

第29条第１項の表中「$\frac{46.00}{1,000}$」を「$\frac{49.80}{1,000}$」に、「$\frac{8.63}{1,000}$」を「$\frac{9.15}{1,000}$」に、「$\frac{44.07}{1,000}$」を「$\frac{48.04}{1,000}$」に、「$\frac{47.93}{1,000}$」を「$\frac{51.56}{1,000}$」に、「$\frac{92.00}{1,000}$」を「$\frac{99.60}{1,000}$」に、「$\frac{17.26}{1,000}$」を「$\frac{18.30}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{46.00}{1,000}$」を「$\frac{49.80}{1,000}$」に、「$\frac{8.63}{1,000}$」を「$\frac{9.15}{1,000}$」に、「$\frac{47.93}{1,000}$」を「$\frac{51.56}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{46.00}{1,000}$」を「$\frac{49.80}{1,000}$」に、「$\frac{44.07}{1,000}$」を「$\frac{48.04}{1,000}$」に、「$\frac{47.93}{1,000}$」を「$\frac{51.56}{1,000}$」に、「$\frac{1.03}{1,000}$」を「$\frac{1.12}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年四月二十一日に終了しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十二日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年四月二十二日
掲載頁　二頁

令和七年四月二十二日
東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
（甲）株式会社ハンズ
代表取締役　桜井　悟
東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
（乙）ハンズラボ株式会社
代表取締役　北垣　次郎

合併公告

株主及び債権者各位

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲は効力発生日をもって、商号をＮＯＫＩｎｄｕｓｔｒｉａｌ　Ｓａｌｅｓ株式会社に変更いたします。

また、会社法第七八五条第一項・第七九七条第一項に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十九日
掲載頁　九十二頁（号外第一四七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十一日
掲載頁　一五四頁（号外第一八一号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十九日
掲載頁　一〇一頁（号外第一四七号）

令和七年四月二十二日
東京都新宿区西新宿一丁目六番一号
（甲）関東ＮＯＫ販売株式会社
代表取締役　片渕　大志
愛知県名古屋市中川区尾頭橋四丁目四番一号
（乙）中部ＮＯＫ販売株式会社
代表取締役　藪本　誠
大阪府吹田市広芝町一〇番八号
（丙）関西ＮＯＫ販売株式会社
代表取締役　棚田　康則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日を予定しており、両社のこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月八日
掲載頁　九十四頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年八月五日
掲載頁　五十四頁（号外第一八四号）

令和七年四月二十二日
山口県山口市佐山字産業団地南一二〇〇番地一
（甲）全農西日本エネルギー株式会社
代表取締役　川口　健二
徳島県阿波市土成町土成字殿開六五番地一
（乙）ジェイエイ徳島燃料サービス株式会社
代表取締役　﨑山　一誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）ソーラートムソン合同会社
代表社員　ソーラートムソンホールディングス一般社団法人
職務執行者　池田　卓也
東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一九階フィンポート税理士法人内
（乙）ソーラーソレル合同会社
代表社員　ソーラーソレルホールディングス一般社団法人
職務執行者　松本　光博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護サービス包括型グループホーム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十六日
掲載頁　四十四頁（号外第八十六号）

令和七年四月二十二日
大阪市北区梅田三丁目四番五号毎日新聞ビル二階
（甲）株式会社アイリスホーム
代表取締役　水谷　治朗
大阪市北区梅田三丁目四番五号毎日新聞ビル二階
（乙）株式会社Ｓｔａｒｓ
代表取締役　水谷　治朗

吸収分割公告

当社(甲)は吸収分割により株式会社三晃社(乙、名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号)の広島支社に属する事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年九月二十五日
掲載頁　六十七頁（号外第二二三号）

令和七年四月二十二日
広島市中区立町二番二七号
株式会社三晃社西日本
代表取締役　川村　晃司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日
東京都新宿区上落合二―二二―一二ウィンズ落合三〇六
合同会社ＮＡＣＥＲ
代表社員　福島　美江

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＷＩＮＤＴＲＥＥ株式会社とします。

効力発生日は令和七年六月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年四月十四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日
東京都豊島区高松二丁目三四番一一号
ＷＩＮＤＴＲＥＥ合同会社
代表社員　小林　克

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ　合同会社ホコリ
代表社員　飯島　麗奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日
東京都中野区中野五丁目二九番一三号
合同会社真
代表社員　木瀬　大地

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ダイバーズ・システムとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日

石川県金沢市粟崎町五丁目三五番地五
合同会社ダイバーズ・システム
代表社員　東海林次夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月五日であり組織変更後の商号は株式会社エムズ・インターナショナルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日

大阪市生野区小路東二丁目三番二三号
ビューパレー小路二〇二号
合同会社エムズ・インターナショナル
代表社員　新川　真紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり組織変更後の商号は株式会社アスピーレとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日

兵庫県神戸市兵庫区荒田町三―四二―八
シルフィードドゥアラタ二〇四
エムケイ合同会社
代表社員　ラ・チュン・キエン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十二日

福岡市博多区諸岡二丁目一二番一五号コンフォートレジデンス二〇二号室
合同会社ＰＲＩＭＥ　ＴＩＭＥ
代表社員　豊田　暁彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://tplanning.com/kessan/

令和七年四月二十二日

札幌市中央区南一条西五丁目一七番一号
土田企画株式会社
代表取締役　土田　満穂

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年三月二十七日付株主総会において、同日付株主総会において決議された募集株式発行による増資の効力が発生することを条件として、増資後の資本金の額を十七億一千七百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十七日

掲載頁　五十六頁（号外第一六九号）

令和七年四月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
株式会社リクルートＭＵＦＧビジネス
代表取締役　夏目　英治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十四万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三十八頁（号外第八十五号）

令和七年四月二十二日

東京都中央区日本橋小舟町八番六号Ｈ１０日本橋小舟町五Ｆ　ウィルベース株式会社
代表取締役　田中　裕樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百四万九千七百十九円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　三十三頁（号外第八十三号）

令和七年四月二十二日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番二〇号
ニトエル株式会社
代表取締役　辻　絢太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億七千五十九万三千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　七十七頁（号外第六十七号）

令和七年四月二十二日

大阪市淀川区木川東四丁目八番四号
太陽工業株式会社
代表取締役　能村　祐己

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百八十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十二日

大阪府豊中市桜の町一丁目五番一三号
有限会社アルチザン
代表取締役　細田　勝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　十八頁

令和七年四月二十二日

さいたま市大宮区上小町四九六番地
株式会社もりぞう
代表取締役　亀井　浩

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千円、資本準備金の額を五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番一号オランダヒルズ森タワーＲｏＰ九〇三号
ＡＶＡ１ＨＤ株式会社
代表取締役　白井　恵介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千円、資本準備金の額を四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番一号オランダヒルズ森タワーＲｏＰ九〇三号
オーマイグラスＨＤ株式会社
代表取締役　清川　忠康

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四百七十六万六千六百五十六円、資本準備金の額を八千五百二十六万千二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://sagri.tokyo/

令和七年四月二十二日

兵庫県丹波市氷上町常楽七二五番地一
サグリ株式会社
代表取締役　坪井　俊輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億七百八十三万五千六百一円減少、資本準備金の額を十七億百十万六千三百九十五円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年四月二十二日

兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目八番一号

さんプラザ三階三四号室

ｍｏｎｏＡＩ　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社　代表取締役社長　山下　真輝

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目一五番一二号　株式会社ミヤガワ

代表取締役　宮川　透

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二十二日

兵庫県丹波篠山市黒岡三一六番地一〇

機能訓練株式会社

代表取締役　西　**英紀**

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年五月二十三日であり、社員総会の決議は、令和七年四月十八日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和六年五月十三日付官報の号外第一一三号六十七頁に掲載されています。

令和七年四月二十二日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号　結和税理士法人内　三郷３特定目的会社

取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千九百八十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0100/index.html

令和七年四月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

令和七年四月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金六千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　四十二頁（号外第八十三号）

令和七年四月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六千八百万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年五月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｈｅｒａ特定目的会社

取締役　田中　雅勝